宅地建物取引士資格登録申請等の
事務の手引

保存版

★　この「事務の手引」は、登録事項に変更が生じた場合の「変更登録申請書」の提出等、**宅地建物取引士の資格登録を受けた方が手続を行う際の参考になりますので、登録を受けた後も大切に保管し、活用してください。**

★　**申請書類、記入例などは東京都住宅政策本部のホームページからダウンロードすることができます**（PDF、Word 及び Excel 形式）。

Web
東京都住宅政策本部　宅建取引士　検索

◆　登録申請等に当たっての御注意　◆

■　登録申請等書類の作成は、この説明書をよくお読みの上、行ってください。電話によるお問合せは、この説明書をよく読んで、なお分からない場合にお願いします。

■　登録申請等書類の提出を受ける際には、申請内容についてお伺いしますので、内容を十分説明できるよう、**原則として、申請者本人が提出を行ってください。**

■　**１５ページ以降の申請書類をお使いになる場合は、コピーをしてから記入してください。**

■　申請書及び添付書類の記入は、鉛筆やインクが消せるボールペンを使用しないでください。

■　事務の手引の内容は変更になる場合もありますので、ホームページやチャットボットサービス（裏面参照）も御覧ください。

◆　宅地建物取引士資格登録申請等における押印の廃止について　◆

国において、押印廃止に関する関係省令の改正が行われたことを受け、東京都規則を改正しました（令和３年３月１日公布・施行）。これにより、省令及び都規則で定める様式への**申請者の押印は不要となりました。なりすまし等の不正を防止するため、窓口受付におきまして、本人確認書類（例：宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等）の提示をお願いいたします。**

なお、第三者が事実を証明するための一部の添付書類には押印が必要な場合がございます。各手続ページの提出書類をご確認ください。（例：従業者名簿の写への代表者印）

◎　不動産業課に来庁されましたら、申請書を記入してから受付順番カードをお取りください。受付順番カードは、午前９時からお取りいただけます。

受付時間	月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始休を除く。） 午前９時から午後５時まで ※ 午後の窓口は、大変混雑します。 **比較的空いている午前中の申請をお勧めします。** ※ **郵送での受付を実施しております。郵送受付の必要書類については、東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課のホームページでご確認をお願いいたします。**
受付場所	〒１６３－８００１ 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　第二本庁舎３階 東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課免許担当 電話　０３－５３２０－５０６３（ダイヤルイン）

※　手数料の納付は、旧紙幣に対応しておりませんので御注意ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

目　　次

申請チャート及び登録実務講習実施機関 ---------- 1

1　宅地建物取引士資格登録の申請 ---------- 3

2　宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更登録申請 ---------- 6

3　宅地建物取引士資格登録移転の申請 ---------- 9

4　宅地建物取引士証の交付申請 ---------- １０

5　宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合 ---------- １１

6　宅地建物取引士証の亡失、盗難、汚損等（再交付申請・紛失届）---------- １２

7　宅地建物取引士死亡等届出（死亡・破産・所定の刑に処せられた場合等） ---------- １４

8　宅地建物取引士登録消除申請 ---------- １４

申請書類一覧 ---------- １５

申請書類は、ホームページからダウンロードすることができます（PDF、Word及びExcel形式）。

記入例についてもダウンロードすることができます。

◆宅地建物取引士の申請等の手続きに関するチャットボットサービスを開設しております◆
是非、ご利用ください。
【開始のご案内・使用方法URL】
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/topics/r03/20210712-01.html
【操作画面URL】
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/torihiki_shisaku.html

登録申請チャート

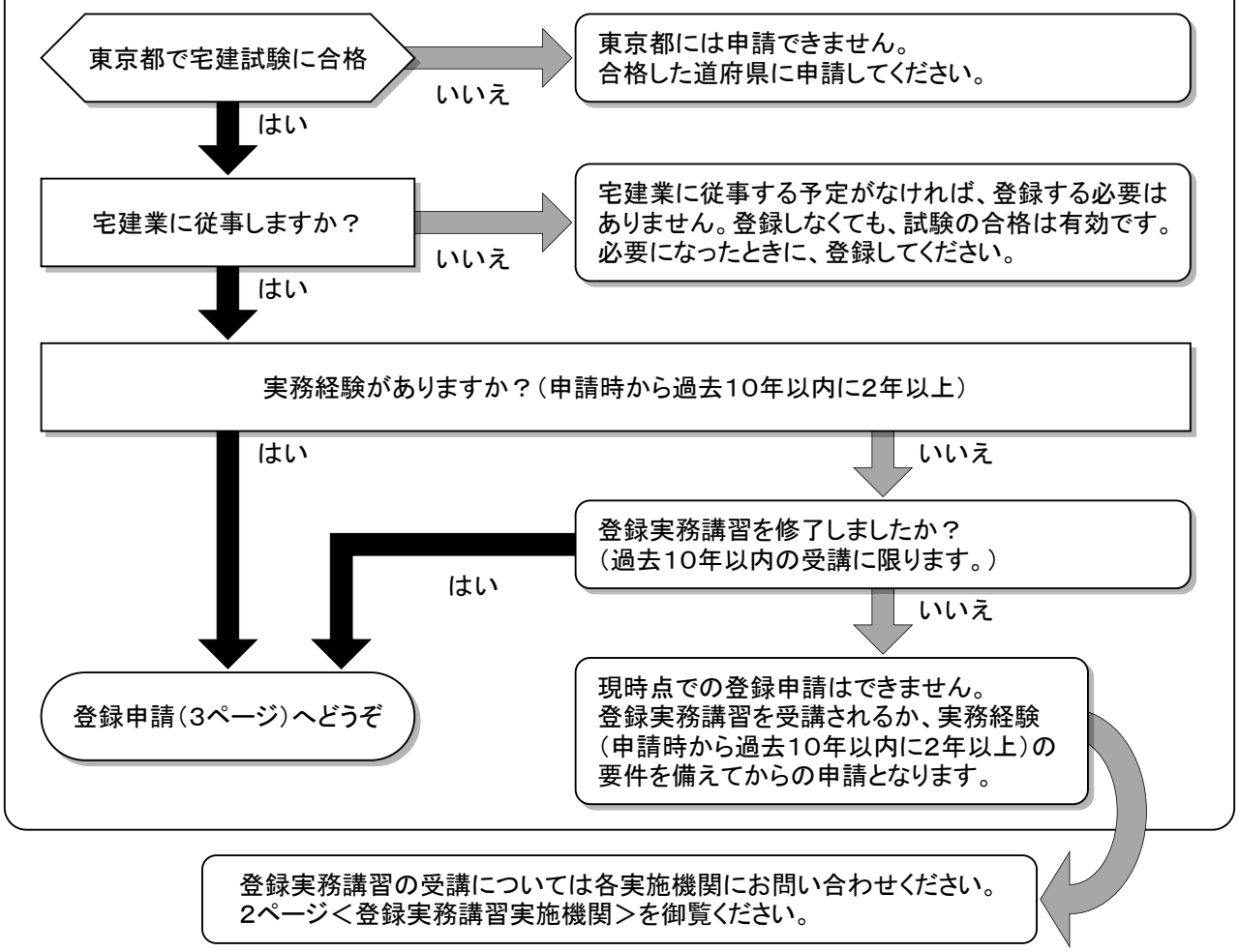

取引士証交付申請チャート

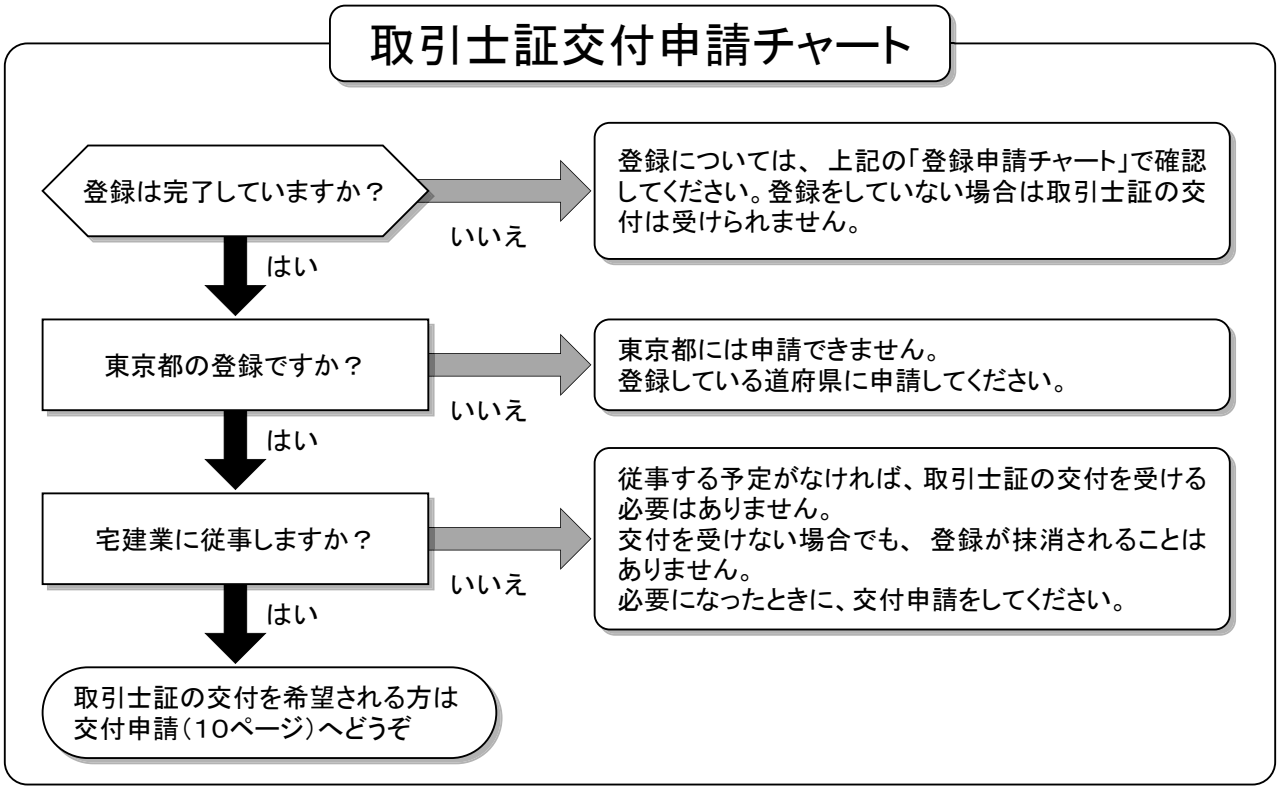

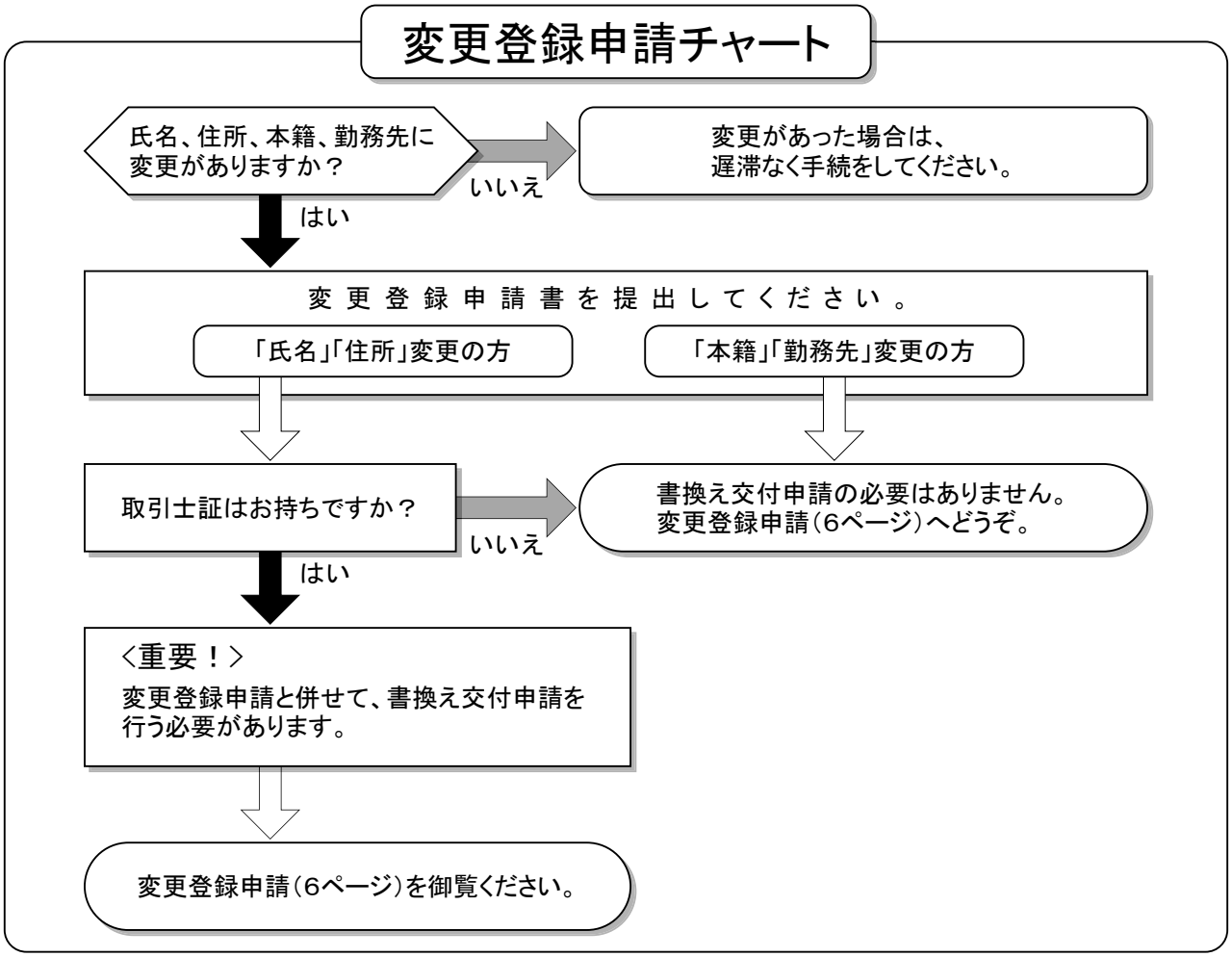

＜登録実務講習実施機関＞

◎　詳細は各実施機関にお問い合わせください。

令和3年10月19日現在

機関名称	事務所所在地	電話番号
株式会社東京リーガルマインド	東京都中野区中野4－11－10	03－5913－6310
株式会社日建学院	東京都豊島区池袋2－38－2 COSMYⅠ5階	0120－243－229
TAC株式会社	東京都千代田区三崎町3－2－18	0120－509－117
株式会社総合資格	東京都新宿区西新宿1－26－2 新宿野村ビル33階	03－3340－3081
株式会社日本ビジネス法研究所（日本宅建学院）	東京都千代田区神田須田町2－23－11	03－3251－6651
一般社団法人TAKKYO	千葉県八千代市ゆりのき台2－5－7 サンメールゆりのき台202号室	047－481－4155
一般社団法人職能研修会	神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町1－8－1 川元ビル1階	045－594－7181
株式会社Kenビジネススクール	東京都新宿区西新宿6－12－7 ストーク新宿1階	03－5326－9294
一般財団法人ハートステーション	神奈川県横浜市中区住吉町6－76－3	045－228－9063
株式会社プライシングジャパン	埼玉県八潮市大瀬1-1-1 マインループ1017	0120－982-382
宅建ダイナマイト合格スクール株式会社	東京都新宿区四谷三栄町2－14 四ツ谷ビジネスガーデン	03－5935－8744
TOP宅建学院　一般社団法人日本就職支援協会	東京都渋谷区渋谷2－14－13	03－3498－0380
株式会社　SAサービス	東京都千代田区紀尾井町3－12 紀尾井町ビル6階	03－6265－6838

※ 東京都及び近県の登録実務講習実施機関のみ記載しています。追加又は業務の廃止があった場合等は、国土交通省ホームページの「登録実務講習実施機関一覧」が随時更新されますので、御確認ください。

1　宅地建物取引士資格登録の申請

宅地建物取引士資格試験合格後、宅地建物取引士として業務に従事しようとする方は、まず、**合格した試験地の都道府県知事**の登録を受ける必要があります。

➡ 取引士として業務に従事する予定のない方は、登録の必要はありません。
登録しなくても、試験の合格は有効です。

［登録のできる方］

次の①から③までの全てを満たす場合に宅地建物取引士の資格登録をすることができます。

① 宅地建物取引士資格試験に合格している方

② 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方

(1) 宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去１０年以内に２年以上ある方

（実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けてある「従業者名簿」に氏名等が載っていること（他の仕事を兼務している期間や昼間部の学生である期間は認められません。）。
このとき、実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた**宅地建物取引業者としての業務又は宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体の取引に関する業務**をいいます。宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験として認められません。
また、受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とみなされません。）

(2) 登録実務講習（２ページ参照）を修了してから１０年以内の方
※　登録実務講習**修了年月日**から１０年以内です。修了証の交付年月日ではありません。

(3) 国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が、申請時から過去１０年以内に２年以上ある方

③ 宅地建物取引業法第１８条第１項各号に掲げる欠格要件に該当しない方

御注意　特に宅地建物取引業法第１８条第１項第６号及び第７号については、以下の該当要件を確認してください（以下抜粋）。

第６号　禁錮以上の刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
⇒　執行猶予を受けている方は、執行猶予期間が満了すればその翌日から登録申請できます。

第７号　下記による罰金刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
① 宅地建物取引業法違反
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反
③ 刑法の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫又は背任の罪を犯したこと。
④ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと。

［提出書類と持参するもの］　４ページの一覧表を御覧ください。

［その他］

① 登録の決定には、３０日程度（土・日・祝日を含む。）要します。
要件不備等の理由による補正があった場合には、更に日数を要することがあります。

② 登録通知は、普通郵便はがきで発送します。**受領後は、はがきに記載された住所・氏名に誤りがないか、必ず御確認ください。**

③ 宅地建物取引士証が必要な方は、登録通知を受領した後、別途、交付申請の手続を行ってください（１０ページ参照）。

提 出 書 類 等	説　　明　（提出部数は各１部です。）
① 登録申請書	様式第五号　→　１５ページ　　記入例は５ページ参照 （「市区町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」の該当する市区町村のコードを記入してください。不動産業課窓口備付けのコード表でもお調べいただけます。）
② 誓　約　書	様式第六号　→　１６ページ
③ 身分証明書　（※）	□ 本籍地の市区町村で発行されます。**戸籍抄本や運転免許証ではありません。** （成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明（禁治産者、準禁治産者ではないと表示されています。）並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明です。） □ 発行日から３か月以内のもの。コピーは不可 □ 外国籍の方はその旨の誓約書（２０ページ）を提出してください。
④ 登記されていないことの証明書　（※）	□ 東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課で発行されます。 ［成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明です。外国籍の方も必要です。］ □ 発行日から３か月以内のもの。コピーは不可
⑤ 住　民　票 **（申請者本人の分）**	□ 本籍・続柄の記載は不要 □ 外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載されている在留資格・在留期間・在留期間の満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるものを提出してください。 □ 発行日から３か月以内、**個人番号（マイナンバー）の記載されていない**もの。コピーは不可。
⑥ 合 格 証 書	□ **原本**（提示用）と**コピー**（提出用）の両方 ※合格証書と氏名に変更があった場合は、旧姓・新姓のつながりが確認できる戸籍抄本（発行日から３か月以内のもの。コピーは不可）が必要となります。
⑦ 顔　写　真 **１ 枚**	□ ①の登録申請書に貼ってください。 □ 縦３㎝×横2.4㎝、顔の大きさ２㎝程度。６か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可 □ 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
⑧ 登録資格を証する書面 **（Ａ～Ｃのいずれかの書面）**	Ａ　実務経験が２年以上ある方　(1)と(2)の両方が必要になります。 **(1) 実務経験証明書**（様式第五号の二）　→　１７ページ **(2)「従業者名簿」のコピー**（実務経験の証明期間と対応するもの。事務所ごとに必要） □ 実務経験先の宅建業者が保管しているものです（様式第八号の二）。 □「原本の内容と相違ありません。」と記入し、証明日、会社名、代表者名、代表者印により証明してください。 **上記以外に書類の追加を必要とする場合** Ⅰ **業務内容証明書**（１８ページ）　上記(1)(2)で職務内容が不明確な場合等、実務経験の確認に必要と認めた場合に提出を求めます。 Ⅱ このほか、関係資料（被保険者記録照会回答票、源泉徴収票、出向証明書、宅地建物取引業経歴書等）の提出を求める場合があります。 ※　上記書類について、登録通知後、事実に相違することが判明した場合には、登録消除処分となります。この場合、虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は、監督処分を受けることになります。内容をよく御確認の上、御提出ください。 Ｂ　登録実務講習修了者 **講習実施機関の発行する修了証**　（登録実務講習修了年月日から１０年間有効） ※　原本を提出してください（コピーは不可）。 Ｃ　国、地方公共団体等における２年以上の実務経験者 各団体の証明書、その他の書類が必要となりますので、御相談ください。
⑨ 従業者証明書	□ **原本**（提示用）と**コピー**（提出用）の両方 □ 現在、宅建業者に勤務し、宅建業に従事している方 （「従業者証明書」は宅地建物取引業法第４８条第１項で定められたものです。現在の勤務先で発行されたものの本体をお持ちください。） ※　現在出向中の方は出向証明書を併せて提出してください。
⑩ 未成年者の方 （婚姻した者を除く。）	(1) 営業に関する法定代理人の許可書（第４号様式）　→　１９ページ (2) 戸籍謄本 (3) 法定代理人の身分証明書（運転免許証等）のコピー
⑪ 登録手数料	３７，０００円（現金でお持ちください。**収入証紙ではありません。**）
⑫ 本人確認書類	運転免許証、パスポート、健康保険証等の**原本**（提示用）

（※）成年被後見人又は被保佐人に該当し、身分証明書及び登記されていないことの証明書が提出できない場合は、宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となりますので、事前に不動産業課免許担当までお問い合わせください。

※令和２年10月１日より、宅地建物取引士証の氏名の記載について、旧姓を併記することが可能となりました。希望する場合の手続については、事前に不動産業課までお問い合わせください。

［ 記 入 例 ］

様式第五号（第14条の3関係）

（A 4）

3	1	0

登　録　申　請　書

（第一面）

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

カラー写真
タテ3.0cm
ヨコ2.4cm
顔の大きさ
2cm程度
裏面に氏名記入

令和　4　年　4 月　5 日

東 京 都　知事　殿

郵便番号（ 182-0026 ）

申請者　住　所　東京都調布市小島町2-35-1

氏名欄：自筆、パソコンによる印刷等いずれでも構いません。

氏　名　東　京子

受付番号	受付年月日	登録番号
*	*	*

項番　◎申請者に関する事項

11	フリガナ	ア	ス	゛	マ		キ	ヨ	ウ	コ												
	氏名	東		京	子																	
	生年月日	S	—	6	3	年	0	9	月	2	7	日	性別	2	1．男　2．女							
	郵便番号	1	8	2	—	0	0	2	6													
	住所市区町村コード	1	3	2	0	8	0	東 京	都道府県	調 布	市郡区				区町村							
	住所	小	島	町	2	—	3	5	—	1												
	電話番号	0	4	2	—	1	2	3	—	4	5	6	7									
	本籍市区町村コード	1	3	1	0	1	6	東 京	都道府県	千代田	市郡区				区町村							
	本籍	九	段	南	一	丁	目	6	番													

確認欄 *

◎実務経験に関する事項

12	実務経験先の免許証番号	〔 〕	商号又は名称																			
	実務経験先での職務内容		期間																			
	実務経験先の免許証番号	〔 〕	商号又は名称																			
	実務経験先での職務内容		期間																			
	実務経験先の免許証番号	〔 〕	商号又は名称																			
	実務経験先での職務内容		期間																			
			合計			年			月間													

確認欄 *

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13	認定コード	1	認定年月日	R	—	0	4	年	0	2	月	2	4	日

確認欄 *

◎試験に関する事項

14	合格証書番号	2	1	1	3	9	8	7	6	合格年月日	R	—	0	3	年	1	2	月	0	1	日

確認欄 *

◎業務に従事する宅地建物取引業に関する事項

15	商号又は名称	都	庁	不	動	産	株	式	会	社												
	免許証番号	1	3	〔12〕			4	3	2	3												

確認欄 *

（注）・ 12 と 13 は、いずれかに記入。登録実務講習修了者は認定コードを１と記入
・ 15 は、宅建業者に勤務していない場合は、空欄のまま

２　宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更登録申請

資格登録者は、住所や勤務先等、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、登録している都道府県に変更登録申請をしなければなりません。

御注意

宅地建物取引業者が行う専任の取引士等の就任及び退任に伴う変更届は、宅地建物取引業者として免許権者に届け出るものです。その届出により**取引士個人の登録簿の内容が、自動的に変更されることはありません。**

以下のとおり、取引士個人の資格登録簿の変更登録申請書（様式第七号）を提出してください。

※　宅地建物取引士証の有効期間が満了した方は、１１ページ参照

※　宅地建物取引士証の亡失・盗難・汚損等のある方は、１２ページ参照

［申請方法］　本人来庁による申請、代理人来庁による申請又は**郵送による申請**ができます。

代理人の来庁による申請及び郵送による申請の場合には、本人の来庁による申請の場合と提出していただくものが若干異なりますので、よくお読みの上、申請してください。

○ 来庁による申請

来庁する方	持 参 す る も の
本 人	・申請書類一式（７ページの**［提出書類］**の項参照） ・宅地建物取引士証（交付を受けていない方は、運転免許証等の身分を証明できるもの）
代理人	・申請書類一式（７ページの**［提出書類］**の項参照） ・本人からの委任状 ・宅地建物取引士証のコピー（氏名・住所変更の時は、取引士証本体） ・代理人の身分を証明できるもの（運転免許証等の身分を証明できるもの）

※　なりすまし等の不正を防止するため、窓口受付におきまして、本人確認書類（例：宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等）の提示をお願いいたします。

○ 郵送による申請

同封するもの	・申請書類一式（７ページの**［提出書類］**の項参照） ・宅地建物取引士証のコピー（氏名・住所変更の時は、取引士証本体） ・返信用封筒（普通郵便分の切手を貼り、宛先（本人住所又は登録従事先）を記入したもの。取引士証本体を郵送した方は、簡易書留分の切手を貼ってください。） （注）取引士証本体を郵送される場合は、必ず簡易書留でお送りください。
送り先	〒１６３-８００１　新宿区西新宿二丁目８番１号 東京都 住宅政策本部 住宅企画部 不動産業課 免許担当

※　申請書類の不備のために、手続できないケースが増えています。郵送いただく前にもう一度御確認ください。

※　郵送による代理人申請につきましては、事前に不動産業課へお問い合わせください。

［提出書類］ 変更事項によって添付書類が異なります。下の表をよく御確認ください。

○ 全ての方が提出する書類

提　出　書　類	説　　明
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 **２部（正本１部、副本（コピー可）１部）**	様式第七号　→　２１ページ ・記入例は８ページ参照 ・「市区町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」の該当する市区町村のコードを記入してください。

○ 該当する方が添付する書類　　※添付書類は、**全て原本１部**の提出となります（**コピーは不可**）。

変 更 事 項	添 付 書 類	説　　明
氏 名 項番 11 現に有効な取引士証をお持ちの方は併せて提出してください。	**戸籍抄本**又は**戸籍謄本**	・変更年月日記載のもので、旧姓・新姓のつながりが分かるもの ・発行日から３か月以内のもの
	宅地建物取引士証書換え交付申請書	様式第七号の四　→　２６ページ
	宅地建物取引士証	本体
	顔写真　　１枚	・縦３cm×横2.4cm（顔の大きさ２cm程度）。６か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。取引士証作成に当たり**熱をかけますので、有効期間内の使用に耐えられる写真**を御用意ください。 ・写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
住 所 項番 12 現に有効な取引士証をお持ちの方は併せて提出してください。	**住民票**（申請者本人の分）	・住居表示変更（合併による変更も含む。）の場合は、役所発行の証明書又は住民票 ・外国籍の方は、国籍等並びに、在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号、又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもの ・発行日から３か月以内、**個人番号（マイナンバー）の記載されていない**もの
	宅地建物取引士証書換え交付申請書	様式第七号の四　→　２６ページ
	宅地建物取引士証	本体
本　籍　項番 13	**戸籍抄本**	発行日から３か月以内のもの
勤務先 項番 14 入 社	**入社証明書** （入社日が記載されており、代表者印のあるもの） ２２ページの例 参照 ※雇用契約書・内定通知書ではありませんので御注意ください。	・出向の場合は、**出向証明書**（出向元会社の代表者印のあるもの）。２４ページの例 参照 ・証明書には、宅建業免許証番号を記入のこと。 ・新規免許申請の場合は、宅建業の免許証交付後、遅滞なく届け出ること。
退 職	**退職証明書** （退職日が記載されており、代表者印のあるもの） ２３ページの例 参照	出向解除の場合は、**出向解除証明書**（出向元会社の代表者印のあるもの）。２５ページの例 参照
商号(名称)変更又は免許換え	添付資料は必要ありません。ただし、宅建業者が、その旨の変更等の届出を完了していることが必要となります。	

※令和２年10月１日より、宅地建物取引士証の氏名の記載について、旧姓を併記することが可能となりました。希望する場合の手続については、事前に不動産業課までお問い合わせください。

［変更登録申請書　記入例］

様式第七号（第14条の7関係）

（A 4）
3 3 0

宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 4 年 4 月 12 日

東京都知事殿

氏名欄：自筆、パソコンによる印刷等いずれでも構いません。

申請者　氏　名　西 京子

生年月日　昭和 63 年 9 月 27 日

受付番号 *

受付年月日 *

申請時の登録番号 13 — 3 4 5 6 7 8 —

項番　◎申請者に関する事項

11

変更年月日		R — 04 年 03 月 25 日
変更後	フリガナ	ニシ キョウコ
	氏名	西 京子
変更前	フリガナ	アズマ キョウコ
	氏名	東 京子

確認欄 *

12

変更年月日		R — 04 年 03 月 25 日
変更後	郵便番号	170 — 0013
	住所市区町村コード	131164 東京 都道府県 豊島 市郡区 ＿＿＿ 区町村
	住所	東池袋1－18－2
	電話番号	03－3456－7890
変更前	住所	東京都調布市小島町2－35－1

確認欄 *

13

変更年月日		— 年 月 日
変更前	本籍	

変更のない項番の欄には記入しないでください。

確認欄 *

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

変更年月日		R — 04 年 04 月 01 日
変更後	商号又は名称	都庁リゾート開発株式会社
	免許証番号	13〔5〕 56789
変更年月日		R — 04 年 03 月 18 日
変更前	商号又は名称	都庁不動産株式会社
	免許証番号	~~国土交通大臣~~ 東京都 知事 〔12〕 第 4323 号

確認欄 *

３　宅地建物取引士資格登録移転の申請

現在登録を受けている方が「**登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事**し、又は**従事しようとするとき**」は**登録の移転を申請することができます。住所を変更したというだけでは、登録移転はできません。**

転勤や勤務先の変更等の場合に必ずしも登録移転を申請する必要はありませんが、登録移転をすることによって、勤務先の宅地建物取引業者の事務所が所在する都道府県で、登録に関する諸手続や取引士証の交付に関する法定講習の受講等ができるようになります。

〈移転申請の前に〉　現在の登録県（転出県）での手続です。問合せ先は、転出県になります。

登録事項（氏名、本籍、住所、勤務先）に変更がある方	現在登録している都道府県に「**変更登録申請**」をしてください。 東京都登録の方は、６ページ参照
期限切れの取引士証をお持ちの方	**返納**してください。東京都登録の方は、１１ページ参照

［提出書類］　問合せ先→登録しようとする県（転入県）　　提出先→現在の登録県（転出県）

提出書類等と必要部数	説　　明	
登録移転申請書 ２部（正本１部、副本１部）	様式第六号の二　→　２７ページ 副本は、正本のコピーで可 「市区町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」の該当する市区町村のコードを記入してください。	
顔写真 １枚	縦３cm×横2.4cm（顔の大きさ２cm程度） ６か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真（ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。）を登録移転申請書（正本）に貼付してください。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。	
宅地建物取引業に従事することを証する書面 ２部（正本１部、副本１部）	次のうちいずれかを提出してください。副本は正本のコピーで可。 ○代表者印のある就労証明書（２８ページの例 参照） ※　出向中の方は、出向先で発行される証明書となります。 **※　「宅地建物取引業に従事している」旨の記載があるもの** ※　従事する予定の場合は、いつから従事する予定なのか、明記してください。ただし、従事予定日と申請日に開きがある場合は、事前に御相談ください。 ○申請者が代表者の場合は、宅建業免許証のコピー	
登録移転申請手数料 ８，０００円	都へ 転入する方	住宅政策本部不動産業課に設置されている手数料収納機で**手数料シール**を購入し、正本に貼付してください。
	都を 転出する方	転入先の**道府県の収入証紙**を購入し、正本に貼付してください。

［現在、取引士証の交付を受けている場合］（有効期間満了まで１か月以上ある場合）

現在、取引士証の交付を受けている方は、登録移転完了と同時に従来の取引士証は失効しますので、登録移転の申請とともに、残存期間を有効期間とする取引士証の交付申請をしてください。

提出書類等と必要部数	説　　明	
宅地建物取引士証交付申請書　１部	様式第七号の二の二　→　２９ページ	
顔写真 ２枚（同一のもの）	縦３cm×横2.4cm（顔の大きさ２cm程度） ○詳細については、登録移転申請用の写真と同様です。 １枚は交付申請書に貼り、もう１枚は添付してください。	
交付申請手数料 ４，５００円	都へ 転入する方	住宅政策本部不動産業課に設置されている手数料収納機で**手数料シール**を購入し、交付申請書に貼付してください。
	都を 転出する方	転入先の**道府県の収入証紙**を購入し、交付申請書に貼付してください。

［移転申請書類提出先］　現在登録している都道府県の担当窓口へ持参又は郵送（簡易書留）してください。

４　宅地建物取引士証の交付申請

登録通知（はがき）を受領してからの申請になります。取引士として宅地建物取引業に従事しない方は、交付を受けなくても構いません。**交付を受けなくても登録が無効になることはありません**ので、必要になったときに申請することをお勧めします。

※　交付申請書を提出する際に、氏名、住所など従前の登録内容と変更事項がある場合は、必ず東京都に変更登録申請書を提出してください（６ページ参照）。

※　令和２年10月１日より、宅地建物取引士証の氏名の記載について、旧姓を併記することが可能となりました。希望する場合のお手続きについては、事前に不動産業課までお問い合わせください。

[試験合格後１年以内の方]

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課へ**必ず御本人が来庁してください**（交付には３０分程度を要します。）。

御本人が来庁できない場合には、事前に不動産業課へお問い合わせください。

持参するもの	説　　明
宅地建物取引士証交付申請書	様式第七号の二の二　→　２９ページ
顔 写 真　　２枚（同一のもの）	縦３cm×横 2.4cm（顔の大きさ２cm 程度）。６か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可 取引士証作成に当たり**熱をかけますので、５年間の使用に耐えられる写真**を御用意ください。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
登録通知（はがき）	
交付申請手数料　　４，５００円	現金でお持ちください。**収入証紙ではありません。**

御注意　東京都では、服装や髪型を理由にするもの、自分でプリントしたことによる写真の劣化等、**御本人の都合による再作成は一切いたしません**ので、十分に御注意ください。

[試験合格後１年を経過している方]

都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習（１日間）を申し込み、受講してください。受講後、取引士証が交付されます。

なお、**法定講習の申込みは、登録が完了している方**に限ります。

法定講習実施団体、申込み時に必要なもの及び受講に関しての注意事項は、１１ページ参照

[宅地建物取引士証を更新する場合]

取引士証の有効期間は５年です。更新を希望する方は、**有効期間満了前６か月以内に、**都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習（１日間）に申し込み、受講してください。受講後、有効期間の更新された取引士証が交付されます。

※　東京都から有効期間満了の御案内はいたしませんので、有効期間については御自身で管理してください。

法定講習実施団体、申込み時に必要なもの及び受講に関しての注意事項は、１１ページ参照

［法 定 講 習 実 施 団 体］

(公社)東京都宅地建物取引業協会（研修センター）	[申込先]千代田区富士見 2-2-4　東京不動産会館１階 ☎０３－３２３４－４６９１ [受講会場]日本教育会館（千代田区一ツ橋 2-6-2・地下鉄神保町駅下車）
(公社)全日本不動産協会（東京都本部講習センター）	[申込先]千代田区平河町 1-8-13 全日東京会館 ☎０３－３２６２－５０８２ [受講会場]申込所在地に同じ。（地下鉄半蔵門駅・麹町駅下車）
(一社)不動産協会（宅建法定講習センター）	[申込先]千代田区霞が関 3-2-5　霞が関ビル 17 階 ☎０３－３５８１－９４２５ [受講会場]日本教育会館（千代田区一ツ橋 2-6-2・地下鉄神保町駅下車）
(一社)全国住宅産業協会	[申込先]千代田区麹町 5-3 麹町中田ﾋﾞﾙ８階 ☎０３－３５１１－０６１１ [受講会場]連合会館（千代田区神田駿河台 3-2-11・ＪＲ御茶ノ水駅下車）

※　会場等は変更になることがあります。各法定講習実施団体に確認してください。

※　受講の申込みには次のものの他、各法定講習実施団体が指定する書類が必要となります。

①宅地建物取引士証交付申請書

②カラー写真（同じもの３枚。詳細については、[試験合格後１年以内の方]の項を参照してください。）

③受講料　１２，０００円

④宅地建物取引士証交付申請手数料　４，５００円

⑤宅地建物取引士証（更新の方）

※　その他申込みの手続や講習日については、各法定講習実施団体にお問い合わせください。

※　法定講習への遅刻・早退・途中退席をした場合、取引士証は交付されません。

５　宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合

取引士証の有効期間の更新をしなかった場合は、有効期間の満了をもって失効します。

東京都から有効期間満了の御案内はいたしませんので、有効期間については御自身で管理してください。

失効した取引士証は、宅地建物取引業法上速やかに返納することが義務付けられています。速やかに不動産業課免許担当へお返しください（持参又は簡易書留による郵送。返納の際、提出書類等は不要です。返納後、受領書を交付しますので、郵送の場合は、普通郵便分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。）。

また、返納を怠っているうちに万一取引士証を紛失した場合には、新たに取引士証の交付を受ける前に、紛失届を提出していただきます。紛失届については、１３ページ参照

[新たに取引士証の交付を希望する方]

取引士証が必要になった場合、都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習（１日間）に申し込み、受講してください。受講後、取引士証が交付されます。

法定講習実施団体については、上記参照

６　宅地建物取引士証の亡失、盗難、汚損等（再交付申請・紛失届）

取引士証を不注意等によりなくしてしまうと、取引士として宅地建物取引業の業務に従事できないだけではなく、取引士証が悪用されるおそれもありますので、**なくすことがないよう十分に注意してください。**

万一、亡失、滅失、汚損、破損してしまった場合、盗難にあった場合は、**再交付申請書又は紛失届を提出してください。**

なお、再交付申請書又は紛失届を提出後、取引士証を見つけた場合には、不動産業課免許担当に必ず返納してください。

再交付申請できる方（下記参照）	①取引士証の残存有効期間が６か月以上ある方 ②取引士証の残存有効期間が６か月未満であるが、現在、取引士として宅地建物取引業に従事している方など再交付を希望する方
紛失届が必要な方（１３ページ参照）	①取引士証の有効期間が既に満了している方 ②取引士証の残存有効期間が６か月未満であり、現在、取引士として宅地建物取引業に従事していない方など再交付を必要としない方

※　再交付申請書又は紛失届を提出する際に、氏名、住所等について、従前の登録内容から変更がある場合には、必ず変更登録申請書を提出してください（６ページ参照）。

［再交付申請について］

○申請方法

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課に**必ず御本人が来庁してください**（交付には３０分程度を要します）。

（書類に不備等があった場合には、交付できないことがありますので御注意ください。）

なお、御本人が来庁できない場合には、事前に不動産業課へお問い合わせください。

持参するもの	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士証再交付申請書	様式第七号の五　→　３０ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
顔　写　真　　１枚	縦３cm×横2.4cm、顔の大きさ２cm程度。６か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可 取引士証作成に当たり、**熱をかけますので、有効期間内の使用に耐えられる写真**を御用意ください。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
身分を証明できるもの	運転免許証、パスポート、健康保険証等の原本（提示用）とコピー（提出用）の両方
交付申請手数料 ４，５００円	現金でお持ちください。**収入証紙ではありません。**

［紛失届について］

○届出方法

来庁による届出と郵送による届出ができます。

※　紛失届を提出後、都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習（１日間）を申し込み、受講していただくと、受講後に取引士証が交付されます（１１ページ参照）。

本人来庁による届出

持参するもの	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士証紛失届	第４号様式の４　→　３１ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
身分を証明できるもの	運転免許証、パスポート、健康保険証等の**原本**（提示用）と**コピー**（提出用）の両方

代理人来庁による届出

持参するもの	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士証紛失届	第４号様式の４　→　３１ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
本人の身分を証明できるもののコピー	運転免許証、パスポート、健康保険証等
本人からの委任状	
代理人の身分を証明できるもの	運転免許証、パスポート、健康保険証等の**原本**（提示用）と**コピー**（提出用）の両方

郵送による届出

同封するもの	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士証紛失届	第４号様式の４　→　３１ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
身分を証明できるもののコピー	運転免許証、パスポート、健康保険証等
返信用封筒	宛先（本人住所又は登録従事先）を記入し、普通郵便分の切手を貼ってください。

7　宅 地 建 物 取 引 士 死 亡 等 届 出

① 登録を受けている方が死亡した場合

登録を受けている方が死亡した場合は、相続人の方が、死亡の事実を知った日から３０日以内に届出をしてください（持参又は簡易書留による郵送）。

持 参 す る も の	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二　→　３２ページ
戸籍謄本	死亡事実及び届出人が相続人（配偶者・親子関係等）であることが分かるもの。発行日から３か月以内のもの。コピー不可 ※外国籍の方は事前に不動産業課へお問い合わせください。
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届を提出してください。）

② 登録を受けている方が破産者になった場合

登録を受けている方が裁判所から破産手続開始の決定を受けた場合は、本人が３０日以内に届け出なければなりません（持参又は簡易書留による郵送）。

持 参 す る も の	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二　→　３２ページ
裁判所の破産手続開始の決定書（コピー）	コピーを提出してください。
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届を提出してください。）

（注）再登録の際は、「免責許可決定確定証明書」が必要となります。

③ 登録を受けている方が所定の刑に処せられた場合

登録を受けている方が禁錮以上の刑又は所定の罰金刑に処せられ、刑が確定した場合は、本人が３０日以内に届け出なければなりません（持参又は簡易書留による郵送）。

持 参 す る も の	説　　明（提出部数は各１部です。）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二　→　３２ページ
裁判所の判決書等（コピー）	コピーを提出してください。
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届を提出してください。）

上記①～③以外の理由で死亡等届出書を提出される場合は、必要書類を不動産業課免許担当へお問い合わせください。

8　宅 地 建 物 取 引 士 登 録 消 除 申 請

登録を受けている方は、自ら、登録消除申請をすることができます（持参又は簡易書留による郵送）。

持 参 す る も の	説　　明（提出部数は各１部です。）
登録消除申請書	第４号様式の３　→　３３ページ
宅地建物取引士証（※）	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届と身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の**コピー**を提出してください。

（※）取引士証の交付を受けていない場合
　身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の**コピー**を提出ください。

（注）一度登録が消除されると、再び登録するには、再度登録の申請からやり直すことになります。
　その場合、申請時点から過去１０年以内に２年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから１０年以内であることが必要となります（３ページ参照）。

様式第五号（第14条の3関係）

（A 4）

3	1	0

登　録　申　請　書

（第一面）

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

カラー写真
タテ3.0cm
ヨコ2.4cm
顔の大きさ
2cm程度
裏面に氏名記入

年　　月　　日

東 京 都　知事　殿

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

受付番号	受付年月日	登録番号
*	*	*

項番　◎申請者に関する事項

11	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　月　日　性別　1．男　2．女
	郵便番号	
	住所市区町村コード	都道府県　市郡区　区町村
	住所	
	電話番号	
	本籍市区町村コード	都道府県　市郡区　区町村
	本籍	

確認欄 *

◎実務経験に関する事項

12	実務経験先の免許証番号	〔　〕	商号又は名称	
	実務経験先での職務内容		期間	～
	実務経験先の免許証番号	〔　〕	商号又は名称	
	実務経験先での職務内容		期間	～
	実務経験先の免許証番号	〔　〕	商号又は名称	
	実務経験先での職務内容		期間	～
			合計	年　月間

確認欄 *

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13	認定コード	認定年月日	年　月　日

確認欄 *

◎試験に関する事項

14	合格証書番号	合格年月日	年　月　日

確認欄 *

◎業務に従事する宅地建物取引業に関する事項

15	商号又は名称	
	免許証番号	〔　〕

確認欄 *

（注）・ 12 と 13 は、いずれかに記入。登録実務講習修了者は認定コードを１と記入
・ 15 は、宅建業者に勤務していない場合は、空欄のまま

様式第六号（第14条の3関係）　　(A4)

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　　名

東　京　都　知　事　殿

様式第五号の二（第14条の3関係）　　(A4)

実　務　経　験　証　明　書

		（フリガナ） 被証明者氏名	
実務経験先及び在職期間		証明者	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 （　）第　　号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年　月　日から 年　月　日まで 年　月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 （　）第　　号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年　月　日から 年　月　日まで 年　月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 （　）第　　号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年　月　日から 年　月　日まで 年　月間	代表者氏名	
	在職期間計　　年　月間		

備　考

1　証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。

2　証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。

3　実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

年　　月　　日

東京都知事　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　代表者印
免許証番号　国土交通大臣　（　　）　号
知事

業務内容証明書

下記のとおり、従事する業務内容について証明します。

記

1．　氏名

2．　住所

3．　生年月日　　年　　月　　日

4．　入社年月日　　年　　月　　日

5．　従事期間　　年　　月間

所属部署			
業務内容			
従事期間	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで

第４号様式（第 14 条関係）

許　　可　　書

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿

私は、上記申請者の法定代理人として、上記申請者が宅地建物取引業に従事することを許可します。

法定代理人

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

誓　　約　　書

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

国 籍・地 域 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居　住　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
通　称　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生 年 月 日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日＿

私は、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではなく、かつ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを誓約します。

様式第七号（第14条の7関係）

(A 4)
| 3 | 3 | 0 |

宅地建物取引士資格登録簿
変　更　登　録　申　請　書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

申請者　氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
*	*	1 3 — —

項番　◎申請者に関する事項

11	変更年月日	— 年 月 日	
変更後	フリガナ		
	氏名		
変更前	フリガナ		確認欄
	氏名		*

12	変更年月日	— 年 月 日	
変更後	郵便番号	—	
	住所市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村	
	住所		
	電話番号		
変更前	住所		確認欄 *

13	変更年月日	— 年 月 日	
変更後	本籍市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村	
	本籍		
変更前	本籍		確認欄 *

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	— 年 月 日	
変更後	商号又は名称		
	免許証番号	〔　〕	
変更前	変更年月日	— 年 月 日	
	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 / 知事 〔　〕 第　　号	確認欄 *

入　社　証　明　書

氏　　名

生 年 月 日　　年　　月　　日

上記の者は、　　年　　月　　日付けをもって当社に入社し、現在に至っていることを証します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

所　在　地

商号又は名称

免 許 証 番 号　東京都知事免許　（　　）　　号
国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名

代表者印

退　職　証　明　書

氏　　名

生 年 月 日　　年　　月　　日

上記の者は、　　年　　月　　日付けをもって退職したことを証します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

所　在　地

商号又は名称

免 許 証 番 号　東京都知事免許　（　　）　　号
国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名

代表者印

出　向　証　明　書

氏　　名

生 年 月 日　　年　　月　　日

上記の者は、　　年　　月　　日付けをもって

へ出向させたことを証します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

所　在　地

商号又は名称

免 許 証 番 号　東京都知事免許　（　　）　　号
国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名

代表者印

出　向　解　除　証　明　書

氏　　名

生 年 月 日　　年　　月　　日

上記の者は、

へ出向させていたが　　年　　月　　日付けをもって出向を解除したことを証します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

所　在　地

商号又は名称

免 許 証 番 号　東京都知事免許　（　　）　　号
国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名

代表者印

様式第七号の四（第14条の13関係）

（A 4）

3	6	0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

年　　月　　日

東京都知事　殿

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

電話番号（　　）　　－

受付番号

*					

受付年月日

*						

申請時の登録番号

		－						－	

受講年月日

*						

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変更後	変更前	交付年月日
（フリガナ） 氏名			
住所			

確認欄

*

様式第六号の二（第14条の5関係）

(A 4)

3	2	0

登　録　移　転　申　請　書

証　紙　欄
（消印してはならない）
ただし、東京都にあっては、**現金納入**です。証紙ではないので、御注意ください。

宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

カラー写真
タテ3.0cm
ヨコ2.4cm
顔の大きさ
2cm程度
裏面に氏名記入

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

移転前の都道府県知事の受付番号	移転前の都道府県知事の受付年月日	移転前の登録番号
*	*	

移転後の都道府県知事	移転後の都道府県知事の受付番号	移転後の都道府県知事の受付年月日	移転後の登録番号
	*	*	*

項番　◎申請者に関する事項

11	フ　リ　ガ　ナ	
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　月　日　性　別　1．男　2．女
	郵　便　番　号	
	住所市区町村コード	都道府県　市郡区　区町村
	住　　所	
	電　話　番　号	
	本籍市区町村コード	都道府県　市郡区　区町村
	本　　籍	

確認欄 *

◎移転に関する事項

12	移転前の都道府県知事		移 転 の 理 由	

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商 号 又 は 名 称	
免 許 証 番 号	〔　〕

確認欄 *

就　労　証　明　書

氏　　名

生　年　月　日

現　　住　　所

従事している
事務所・部課名

従事している
事務所所在地

上記の者は、　　年　　月　　日より当社に在籍し、現在宅地建物取引業に従事していることを証します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

所　在　地

商号又は名称

免許証番号　東京都知事免許　（　　）　　号
国土交通大臣免許

代表者氏名

代表者印

様式第七号の二の二（第14条の10関係）

（A 4）

3	5	0

宅地建物取引士証交付申請書

証　紙　欄

（消印してはならない）

ただし、東京都にあっては、**現金納入**です。証紙ではないので、御注意ください。

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

カラー写真
タテ3.0cm
ヨコ2.4cm
顔の大きさ
2cm程度
裏面に氏名記入

年　月　日

東京都知事　殿

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

申請の種類 □

1. 新　規
2. 更　新
3. 登録の移転

受付番号 *

受付年月日 *

申請時の登録番号 □□－□□□□□□－□

受講年月日 *

住　所	電話番号（　　）　－	
（フリガナ） 氏　名		
生年月日	年　月　日	
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 知事（　）第　号
新規の場合	試験の合格後１年を経過しているか否かの別	１年を経過して｛いる／いない｝
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年　月　日

この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

年　月　日

講習実施者　㊞

確認欄 *

様式第七号の五（第14条の15関係）

（A 4）

3	7	0

宅地建物取引士証
再交付申請書

証　紙　欄

（消印してはならない）

ただし、東京都にあっては、**現金納入**です。証紙ではないので、御注意ください。

年　月　日

東京都知事殿

確認欄
*

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

電話番号（　　）　－

受付番号
*

受付年月日
*

申請時の登録番号

受講年月日
*

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住　所				
（フリガナ） 氏　名				
生年月日	年　月　日			
再交付を申請する理由	1.亡失　2.滅失　3.汚損　4.破損　5.その他の事由			
	届出日 年　月　日	届出警察署名	電話番号	受理番号

第４号様式の４（第15条の7関係）

宅地建物取引士証紛失届

東京都宅地建物取引業法施行細則第15条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、宅地建物取引士証を発見した場合は、宅地建物取引業法第22条の2第6項の規定により、速やかに返納します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

届出者　住　　所

氏　　名

記

<table>
<tr><td rowspan="3">届　出　理　由</td><td colspan="4">亡　失　・　滅　失　・　盗　難
（　　）</td></tr>
<tr><td>届　出　日</td><td>届　出　警　察　署　名</td><td>電　話　番　号</td><td>受　理　番　号</td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td>警察署</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生　年　月　日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>登　録　番　号</td><td>（東京）第　　号</td><td>登　録　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>交　付　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td>満　了　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>発　行　番　号</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第七号の二（第14条の7の2関係）

（A 4）

3	4	0

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

東　京　都　　知　事　　殿

届出者　住　　所

氏　　名

受付番号	受付年月日	届出時の登録番号
*	*	－

宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者と届出人との関係	1.相続人　2.本 人　3.法定代理人　4.同居の親族		
届出の理由	１．死亡 ２．法第18条第1項第1号 ３．法第18条第1項第2号 ４．法第18条第1項第3号 ５．法第18条第1項第4号 ６．法第18条第1項第5号 ７．法第18条第1項第6号 ８．法第18条第1項第7号 ９．法第18条第1項第8号 10．法第18条第1項第12号		
宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者の氏名		性別	1.男　2.女
生年月日	年　月　日		
登録年月日	年　月　日		
本籍			
住所			
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 知事（　）第　　号	
届出事由の生じた日	年　月　日		

確認欄

*

第４号様式の３（第 15 条の 6 関係）

登 録 消 除 申 請 書

宅地建物取引業法第 22 条第 1 号の規定により、同法第 18 条第 1 項の登録の消除を申請します。

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

郵便番号（　　）

申請者　住　　所

氏　　名

消 除 の 理 由	
登 録 番 号	（東京）　第　　号
氏　　名	
生 年 月 日	年　　月　　日
本　　籍	
消 除 年 月 日	年　　月　　日

登録番号（3）22

宅地建物取引士資格登録申請等の事務の手引

発 行　令和3年11月
東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課
〒163-8001　新宿区西新宿２－８－１
印 刷　株式会社キタジマ